

令和 8 年度いばらきの米トップランナー産地拡大事業費補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 令和 8 年度いばらきの米トップランナー産地拡大事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）及び本要項の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、県内の良食味米生産に取り組む意欲的な農業者が、全国規模の米食味コンテスト（以下「全国コンテスト」という。）への上位入賞を通じて、本県産米の客観的な評価及び知名度を向上させ、全国屈指のブランド産地としての地位を確立することを目的とする。

(補助対象)

第 3 条 知事は、前条の目的を踏まえ、事業実施主体が行う事業に要する経費のうち、補助金の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助額は、別表 1 に定めるところによる。

(事業実施主体)

第 4 条 事業実施主体は次の第 1 号を満たし、かつ、第 2 号若しくは第 3 号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 茨城県内に住所を有し、県内において自ら米を生産する個人又は法人
- (2) 令和 6 年度及び令和 7 年度いばらき米の極み頂上コンテスト又は全国コンテストにおける入賞者
- (3) 令和 8 年度いばらき米の極み頂上コンテストにおける最終審査進出者

(事業申請手続)

第 5 条 事業実施主体は、前条第 2 号を満たす場合は様式第 1－1 号により、前条第 3 号を満たす場合は様式第 1－2 号により、補助金交付申請書を作成し、知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体は当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係

る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 第 1 項の申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

（事業の採択及び交付決定の通知）

第 6 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつた時は、本要項に照らして適正か否かについて審査を行い、別表 2 の審査基準に基づき選定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第 7 条 事業実施主体は、当該補助金の交付の対象となつた事業について、事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、承認することが適当と認めた場合は、変更承認通知書（様式第 4 号）により事業実施主体に通知するものとする。

（事業の中止等）

第 8 条 事業実施主体は事業を中止しようとするときは、あらかじめ中止承認申請書（様式第 5 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の事業の中止等の申請があつたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、中止承認通知書（様式第 6 号）により事業実施主体に通知するものとする。

（交付決定の取消等）

第 9 条 知事は、前条の事業の中止等の申請があつた場合及び次の各号のいずれかに該当した場合には、第 6 条の交付決定の全部又は一部を取消又は変更することができる。

（1）事業実施主体が、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け

たことが明らかになったとき

- (2) 事業実施主体が、補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 事業実施主体が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき
- (4) 事業実施主体が、出品に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をしたとき

(実績報告)

第 10 条 事業実施主体は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して 20 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第 11 条 知事は、前条の報告書の内容を審査し、適正と認めた場合は、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 8 号）により事業実施主体に通知するものとする。

2 補助金は、前項の確定後に支払うものとする。

(証拠書類の保存)

第 12 条 事業実施主体は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。ただし、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 58 条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 71 条に規定する期間とする。

(補助金の返還)

第 13 条 知事は、事業実施主体が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合、又は不正行為があった場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じることができる。

(その他)

第 14 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要項は、令和 8 年 6 月 26 日から施行する。

別表 1

補助対象経費の区分及び補助額

事業	いばらきの米トップランナー産地拡大事業
事業実施主体	次の各号のうち、第1号を満たし、かつ第2号もしくは第3号のいずれかを満たすものとする。 (1) 茨城県内に住所を有し、県内において自ら米を生産する個人又は法人 (2) 令和7年度および令和6年度いばらき米の極み頂上コンテスト又は全国コンテストにおける入賞者 (3) 令和8年度いばらき米の極み頂上コンテストにおける最終審査進出者
補助対象コンテスト	1 米・食味分析鑑定コンクール：国際大会 2 お米日本一コンテスト in しずおか 3 全日本お米グランプリ in 北広島町 4 あなたが選ぶ日本一おいしい米コンテスト in 庄内町 5 大阪府民のいっちゃんうまい米コンテスト 6 その他、知事が認めるコンテスト ただし、事業実施主体の第3号の該当により申請したものは、1のみを対象とする。
補助対象経費	1 コンテスト出品費用（輸送費等は含まない。出品点数は各コンテスト1点、最大5点までに限る。） 2 コンテスト会場への旅費（公共交通機関利用料※1）
補助率	2／3以内
補助額	117千円以内／人※2、3

※1 旅費は、「茨城県の職員の旅費及び費用弁償に関する条例」に準じて、一般職員の旅費の例による額とする。

※2 消費税は対象外とする。

※3 1事業実施主体に対し、1人までを対象とする。

別表 2

審査基準

1 第 4 条第 2 号を満たすもの

・ 下表に基づき、ポイントの高いものから採択する。

対象者	獲得ポイント	
	令和 7 年度	令和 6 年度
いばらき米の極み頂上コンテスト入賞者	5	3
全国コンテストにおける上位入賞者	4	2
全国コンテストにおける入賞者	3	1

※ 1 コンテストの入賞実績が複数ある場合は、その都度加算できるものとする。

※ 2 ポイントが同点の場合は、いばらき米の極み頂上コンテストの上位入賞者を優先して採択する。該当しない場合は、入賞したコンテスト規模の大きい生産者を優先して採択する。

※ 3 上位入賞者の定義は下表のとおりとする。

コンテスト名	賞名
米・食味分析鑑定コンクール：国際大会	【国際総合部門】 金賞、特別優秀賞
お米日本一コンテスト in しずおか	特別最高金賞、最高金賞
全日本お米グランプリ in 北広島町	グランプリ、準グランプリ、金賞
あなたが選ぶ日本一おいしい米コンテスト in 庄内町	最優秀金賞、優秀金賞
大阪府民のいっちゃんうまい米コンテスト	いっちゃんうまい最優秀賞、 いっちゃんうまい部門賞、優良賞

2 第 4 条第 3 号を満たすもの

・ 令和 8 年度いばらき米の極み頂上コンテスト審査規定に基づき、1 次審査と 2 次審査を合わせた結果の中から、優れたものを採択する。